

新型コロナウイルス感染拡大防止について 緊急事態宣言が発令中です！

一人ひとりが対策を！

新型コロナウイルス感染症の拡大により、埼玉県には国より緊急事態宣言が発令されています。通勤・通学、生活必需品の購入や通院などを除く「不要不急の外出をしない」、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間、不特定多数の人が接触するおそれが高い場所、いわゆる「三密を避ける」、また、ご家族みなさんで「こまめな手洗い」、「毎日本温を測る」、「室内の換気を行う」など、感染症拡大防止にご協力をお願いいたします。

対策・対応の最新情報などは、町や国・県のホームページをご参照ください。

コロナウイルス Q&A

Q1 風邪のような症状があり心配です。
どうしたらいいですか？



A 発熱などの風邪の症状があるときは、学校や会社を休むなど、外出を控えてください。毎日本温を測定して記録しましょう。

Q2 感染予防のためにできることは
なんですか？



A ①こまめな石鹸手洗い、アルコール消毒
②正しいマスクの着用含む咳エチケット
③室内ではこまめな換気をしましょう
④運動などは、人ごみを避けできるだけ広い公園や遊歩道などを活用しましょう

Q3 感染したかも？と思ったら
どうしたらいいですか？



A ①風邪症状や37.5度以上の熱が4日以上続く
②強いだるさや息苦しさがあ

以上の症状がある場合は、以下の相談先へお問い合わせをください。直接病院へ行ってもすぐに検査はできません。

<相談先>

- ①新型コロナウイルス感染症
県民サポートセンター
TEL 0570-783-770
- ②帰国者・接触者相談センター
東松山保健所
TEL 0493-22-0280

- ・重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方に加えて、念のため妊婦さんは、こうした状態が2日程度続いたら相談しましょう。
- ・症状がこの基準に満たない場合には、かかりつけ医や近隣の医療機関にご相談ください。

だまされないで！

▼ ニセ情報に注意！！

感染症患者の情報や医学的根拠に基づかない感染症対策、「誤った情報」がインターネットやSNSなどで発信されています。デマやフェイクニュースなどに惑わされず、信用できる情報を選択し、正しく行動しましょう。

▼ 「詐欺」「悪徳商法」に注意！！

新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺や悪徳商法が、全国的に発生しています。「おかしいな」と思ったらご家族や役場などにご相談ください。

滑川町 健康づくり課（保健センター）保健予防担当
TEL 0493-56-5330